

【刑 法】

【問題】

以下の【事例】に基づき、甲および乙の罪責（特別法違反の点を除く。）を論じなさい。

【事例】

X（47歳、女）は、長男V（25歳）、長女甲（22歳）、次男乙（20歳）と暮らしていた。Vは、外で飲酒して酩酊したあげく、帰宅後に大声を出して暴れ、家族を殴ったり蹴ったりといった暴力を振るって負傷させるなどの粗暴な行動に出ることがこれまでもしばしばあった。そのような場合には、Xは、甲および乙と共に、Vの体を布団の上などに押さえつけ、同人が疲れて暴れるのを止めたり、そのまま眠ってしまうまで押さえ続け、時には暴れるVの足などにガムテープを巻きつけて緊縛するというようなことまでして、これに対処していたが、途中で押さえつけている力を緩めると同人が再び暴れ出すことから、その体を押さえ続けている時間が相当長時間にわたることもあった。

ある日、Vは、酩酊して帰宅するや、就寝していた乙に暴力をふるい、さらに、これをたしなめたXに対しても暴力を加えようとした。Vが体勢を崩し、電気カーペットの上に並べて敷かれた2組の布団の隙間辺りに顔をつける形でうつぶせに倒れ込んだので、Xは、起き上がろうとするVの右腰付近から同人の臀部辺りを両手で押さえつけ、甲は、Vの足首辺りを両手で押さえつけ、乙は、Vの左脇付近から、同人の左腕辺りを左手で、首の後ろ辺りを右手でそれぞれ押さえつけた。これに対し、うつぶせに倒れた状態のVは、Xら3名に体を押さえつけられるなどしても、しばらくは、両足を激しくばたつかせたり、膝を立てて起き上がろうとするなどした。そのため、Xら3名は、そのままVを押さえ続け、5分から10分くらい経過して、Vがおとなしくなったと見定められるに及んで、ようやく、Vを押さえていた手を放した。その後、Xら3名は各自の部屋で就寝したが、翌朝までにVは死亡していた。

Vの死因は、後頸部圧迫に起因した鼻口部閉塞による急性呼吸循環不全に基づく窒息死であった。Vがうつぶせに倒れ込んだところを、乙により、最終的にその右手を後頸部に当てられ、そのまま5分か10分くらいもの間力一杯押さえつけられたため、鼻口部が、その場に敷かれていた2組の布団の隙間に挟まるような状態で、その布団かその下のカーペットに押しつけられる形となっ

た結果、急性呼吸循環不全により窒息死するに至ったものと認められた。しかし、乙は後頸部を押しえつけていたことは認識していたものの、それによってVが失神したり、窒息により死亡するなどとは全く予想もしていなかった。これに対し、甲は、乙がVの後頸部を押しえつけていることに全く気付いていなかったし、Vの上半身に背を向けてその足首辺りを両手で押しえつけていたため乙の動きが全く見えなかった。